%北海道公報

発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264)

FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ **○**有害図書類の指定......(生活文化・青少年室) 15 〇土地改良事業計画の変更申請の適否の決定......(農業支援課) 15 〇十地改良事業の施行の認可......(農業支援課) 〇農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....(治山課)
 〇道路の供用の開始.......(道路整備課)
 17
 〇道路の区域の変更及び供用の開始(2件).....(道路整備課) 17 〇都市計画の決定......(都市計画課) 〇都市計画の変更の決定......(都市計画課) 18 札幌医科大学告示
 〇特定調達契約に係る落札者等の公示.......
 18
 道教育庁胆振教育局告示 道教育庁十勝教育局告示
 〇特定調達契約に係る落札者等の公示
 19
 規 則 都市緑地法施行細則をここに公布する。 平成17年10月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第106号 都市緑地法施行細則 (趣旨) 第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)の施行については、都市

緑地法施行令(昭和49年政令第3号)及び都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(特別緑地保全地区内における行為の許可の申請等)

- 第2条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める様式に、当該許可、通知、届出 又は協議に係る行為の種類に応じ別記第1号様式の施行明細書及び別表に定めるところに より作成した図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。許可を受け、又は通 知、届出、若しくは協議をした行為の内容を変更しようとするときも、同様とする。
- (1) 法第14条第1項の許可を受けようとする者 別記第2号様式
- (2) 法第14条第4項の規定による通知をしようとする者 別記第3号様式
- (3) 法第14条第5項の規定による届出をしようとする者 別記第4号様式
- (4) 法第14条第6項の規定による届出をしようとする者 別記第5号様式
- (5) 法第14条第8項の規定による協議をしようとする者 別記第6号様式 (標識の掲示)
- 第3条 法14条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中行為をする場所の 見やすい箇所に別記第7号様式の特別緑地保全地区内行為許可標識を掲げなければならない。

(特別緑地保全地区内行為完了届等)

- 第4条 法第14条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、休止し、又は 廃止したときは、速やかに、別記第8号様式の特別緑地保全地区内行為完了(休止・廃 止)届を知事に提出しなければならない。
- 2 法第14条第4項の規定による通知、同条第5項の規定による届出又は同条第8項の規定 による協議をした者は、当該通知、届出又は協議に係る行為を完了し、休止し、又は廃止 したときは、前項の規定の例により、速やかに、知事にその旨を通知しなければならない。 (住所、氏名等の変更の届出)
- 第5条 法第14条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の完了又は廃止前に住所 又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に変更 を生じたときは、速やかに、別記第9号様式の住所・氏名変更届を知事に提出しなければ ならない。
- 2 法第14条第4項の規定による通知、同条第5項の規定による届出又は同条第8項の規定 による協議をした者は、当該通知、届出又は協議に係る行為の完了又は廃止前に住所又は 氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に変更を生 じたときは、前項の規定の例により、速やかに、知事にその旨を通知しなければならない。 (土地の買入れの申出)
- 第6条 法第17条第1項の土地を買い入れるべき旨の申出をしようとする者は、別記第10号 様式の特別緑地保全地区内土地買入申出書に次に掲げる図書を添えて、これを知事に提出

北 海 道 公 報

しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺が2,500分の1以上であって、方位、当該箇所、道路、交通機関及び目標となる駅、停車場、公共建築物、河川、湖沼その他の土地建物等を明示したものに限る。)
- (2) 区域図(縮尺が200分の1以上であるものに限る。)
- (3) 公図の写し
- (4) 当該土地に係る登記事項証明書

(身分証明書)

- 第7条 法第15条において準用する法第9条第3項の身分を示す証明書は、別記第11号様式 とする。
- 2 法第19条において準用する法第11条第3項の身分を示す証明書は、別記第12号様式とする。

(書類の提出部数)

第8条 この規則の規定により知事に提出する書類は、正副2部とする。

附目

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

許可を受けよ うとする行為	作成すべき図書の種類	図書に明示しなければならない事項
建築物その他 の工作物の新 築、改築又は	付近の見取図	縮尺(10,000分の1以上)、方位、施行箇所、道路、交通機関及び目標となる土地建物等(駅、停車場、公共建築物、河川、湖沼等)
増築	配 置 図	縮尺 (500分の1以上)、方位、地番、敷地の境界線、敷地内における建築物、工作物、木竹等の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	平 面 図	縮尺(200分の1以上)
	立 面 図 2 面 (正面、側面) 以上	縮尺(200分の1以上)並びに主要部分の材料の 種類、仕上方法及び色彩
	現 況 写 真	行為地及びその周辺の状況
宅地の造成、 土地の開墾、 土石の採取、	付近の見取図	縮尺(10,000分の1以上)、方位、施行箇所、道路、交通機関及び目標となる土地建物等(駅、停車場、公共建築物、河川、湖沼等)
鉱物の掘採そ	平 面 図	縮尺(1,000分の1以上)、方位、現況地形、行

の他の土地の形質の変更又	(現況及び計画)	為地の境界線及び断面図の位置
お買いを更久 は水面の埋立 て若しくは干	縦 横 断 面 図 (現況及び計画)	縮尺(200分の1以上)
拓	現 況 写 真	行為地及びその周辺の状況
木竹の伐採	付近の見取図	縮尺(10,000分の1以上)、方位、施行箇所、道路、交通機関及び目標となる土地建物等(駅、停車場、公共建築物、河川、湖沼等)
	平 面 図 (現況及び計画)	縮尺(500分の1以上)、方位、現況地形、断面 図の位置及び林況(木竹の位置又は伐採しようと する区域)
	現 況 写 真	行為地及びその周辺の状況
屋外における 土石、廃棄物 又は再生資源	付近の見取図	縮尺(10,000分の1以上)、方位、施行箇所、道路、交通機関及び目標となる土地建物等(駅、停車場、公共建築物、河川、湖沼等)
の堆積	平 面 図	縮尺(1,000分の1以上)、方位、現況地形、行
	(現況及び計画)	為地の境界線、断面図の位置及び堆積位置
	縦 横 断 面 図 (現況及び計画)	縮尺(200分の1以上)、 ^堆 積物の種類、堆積方 法及び高さ
	現 況 写 真	行為地及びその周辺の状況

備考 1 縦横断面図は、現況及び行為後を対比できるようにすること。

2 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前と変更後とを対比できるようにすること。

別記第1号様式(第2条関係)

その1

建築物施行明細書

1	工事の種別	新築 増築 改築	ξ.				
2	工種の種別	地上 地下 仮設					
3	敷地面積				m^2		
4	建築面積	申請部分	既設部分	合	計		
		m²	m²		m^2		
5	延べ床面積	m²	m²		m²		

6 建ペい率						%
7 用途						
8 構造						
9 地盤面からの最高の副	高さ	m		m		
10 階数	地下	階		階		
	地上	階		階		
11 材料の種類、仕上方 法及び色彩	屋根					
	外壁					
12 滅失又は改築前の建築	築物の	建築面積			*	m²
規模		延べ床面積				m^2
		地盤面からの最高	高の高さ			m
13 仮設物撤去後の跡地の 方法						
14 敷地内の木竹の伐採の有無		有(施行明細書名	その 5 を 🧵	添付する <i>こ</i>	こと。) 無	
15 土地の形質の変更の存	与無	有(施行明細書名	その3を済	添付する <i>こ</i>	こと。) 無	

- 注 1 「工事の種別」、「工種の種別」、「敷地内の木竹の伐採の有無」及び「土地の形質の変更の有無」の欄は、該当する事項をで囲むこと。
 - 2 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を朱書すること。

その2

工作物(建築物を除く。)施行明細書

1	工事の種別	新築	増築	改築
2	工種の種別	地上	地下	仮設

3	敷地面積				m^2
4	築造面積	申請部分	既存部分	合	計
		m²	m^2		m^2
5	用途				
6	構造				
7	地盤面からの最高の高さ	m	m		
8 i	改築前の工作物の地盤面か らの高さ				m
9	外部の材料の種類、仕上方 法及び色彩				
10	仮設物撤去後の跡地の処理 方法				
11	敷地内の木竹の伐採の有無	有(施行明細書る	その5を添付する。	こと。)	無
12	土地の形質の変更の有無	有(施行明細書る	その3を添付するこ	こと。)	無
13	敷地内の既存建築物の有無	有 無			

- 注 1 「工事の種別」、「工種の種別」、「敷地内の木竹の伐採の有無」及び「土地の形質の変更の有無」、「敷地内の既存建築物の有無」の欄は、該当する事項をで囲むこと。
 - 2 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を朱書すること。

その3

土地の形質の変更施行明細書

1 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)の場合

(1)	行為の種類	宅地の造成	土地の開墾	その他())
(2)	敷地面積					m²
(3)	行為面積					m²
(4)	移動土量	切土量	m³	盛土量		m³
(5)	生ずるのりの最大の高さ	切土	m	盛土		m
(6)	施行跡地の処理方法					
(7)	敷地内の木竹の伐採の有無	有(施行明約	囲書その5を	添付すること。)	無

北 海 道 公 報

	(8)	敷地内の既存建築物の有無	有 無	Ħ.				
2	土石	の採取及び鉱物の掘採の場合	<u>}</u>					
	(1)	採取区域の面積						m^2
	(2)	採取土石の種類及び採取量						m^3
	(3)	採取の方法	横堀	縦坑堀	斜坑堀	その他 ()	
	(4)	施行跡地の処理方法						
	(5)	敷地内の木竹の伐採の有無	有()	拖行明細書	畳その 5を	を添付すること。)	無
	(6)	敷地内の既存建築物の有無	有無	Ħ.				

- 注 1 「行為の種類」、「敷地内の木竹の伐採の有無」、「敷地内の既存建築物の有無」及び「採取の方法」の欄は、該当する事項をで囲むこと。
 - 2 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を朱書すること。

その4

水面の埋立て又は干拓施行明細書

1	水面の種類	池	沼	河川	湖	海	その他 ()
2	水面の面積							m²
3	埋立て又は干拓の面積							m²
4	施工方法							
5	施行跡地の処理方法							
6	敷地内の既存建築物の有無	有	無					

- 注 1 「水面の種類」及び「敷地内の既存建築物の有無」の欄は、該当する事項をで囲むこと。
 - 2 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を朱書すること。

その5

木竹の伐採施行明細書

1	伐採の目的		
2	伐採の規模		
	(1) 森林地内の場合	伐採面積	m²

		伐採の方法	皆伐	択伐	
	(2) 森林地外の場合	伐採する木竹の樹高			m
		1.5mの高さにおける幹周			m
		伐採する本数			本
3	施行跡地の処理方法				
4	敷地内の既存建築物の有無	有 無			

- 注 1 「伐採の方法」及び「敷地内の既存建築物の有無」の欄は、該当する事項をで囲むこと。
 - 2 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を朱書すること。

その6

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積施行明細書

1	堆積物の種類		
2	敷地面積		m²
3	行為面積		m²
4	堆積時の最高の高さ		m
5	跡地の処理方法		
6	敷地内の木竹の伐採の有無	有(施行明細書その5を添付すること。) 無	
7	敷地内の既存建築物の有無	有 無	

- 注 1 「伐採の方法」及び「敷地内の既存建築物の有無」の欄は、該当する事項をで囲むこと。
 - 2 堆積物が複数の場合は、それぞれの面積及び高さを記載すること。
 - 3 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を朱書すること。

別記第2号様式(第2条関係)

特別緑地保全地区内行為許可(変更)申請書

年 月 日

北海道知事 樣

申請者 住所

氏名

ED

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

都市緑地法第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内の行為の許可を受けたいので、 次のとおり申請します。

1 特別緑地	保全地区の名称						
2 行為の種	類						
3 行為の目	行為の目的						
4 行為地	所在						
	地目						
	用途地域						
	所有形態の別	自己所有地	借地	公有均	也 -	その他()
5 行為地及	5 行為地及びその周辺の現況						
6 行為期間	着手予定年月日			年	月	日	
	完了予定年月日			年	月	日	
(法人にあ	(法人にあっては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の						
8 許可年月日及び番号並びに変 更の理由(変更の場合のみ)		年	月	日		第	号指令
9 施行に伴 項及び許認	う他法令の許認可事 可年月日						

- 注 1 「行為の種類」欄は、該当する行為のすべてを記入すること。
 - 2 「所有形態の別」欄は、該当する事項を で囲むこと。
 - 3 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を朱書すること。
 - 4 自己所有地以外での行為の場合、土地所有者の同意書を添付すること。

別記第3号様式(第2条関係)

特別緑地保全地区内行為通知書

北海道知事 様

通知者 住所

氏名 |

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

都市緑地法第14条第4項の規定により、次のとおり通知します。

1	特別緑地的	保全地区の名称			
2	行為の該当条項		都市緑地法族	地行令 第	3条第 号
3	行為の種類	頂			
4	行為の目的	<u></u>			
5	行為地	所在			
		地目			
		用途地域			
		所有形態の別	自己所有地	借地	公有地 その他()
6	行為期間	着手予定年月日			年 月 日
		完了予定年月日			年 月 日
F	7 工事の施工者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の 氏名)				
8	8 施行に伴う他法令の許認可事 項及び許認可年月日				

注 「所有形態の別」の欄は、該当する事項を で囲むこと。

別記第4号様式(第2条関係)

特別緑地保全地区内着手済届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

平成17年10月7日(金曜日)

北 海 道 公 報

第1712号 11

EΠ

← 法人にあっては、主たる事務所の
→ 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

氏名

都市緑地法第14条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	特別緑地係	保全地区の名称			
2	行為の種類				
3	行為の目的	ሳ			
4	4 行為地 所在				
		地目			
		用途地域			
		所有形態の別	自己所有地	借地	公有地 その他()
5	行為期間	着手年月日			年 月 日
		完了予定年月日			年 月 日
6 工事の施工者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の 氏名)					
7 I					

注 「所有形態の別」の欄は、該当する事項を で囲むこと。

別記第5号様式(第2条関係)

特別緑地保全地区内行為非常災害応急措置届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

氏名

/ 法人にあっては、主たる事務所の > 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

都市緑地法第14条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	特別緑地係	保全地区の名称							
2	非常災害の	D発生日時		年	月	日	時	分	
3	非常災害の	非常災害の種別及び内容							
4	行為の種類	行為の種類							
5	行為地	所在							
		地目							
		用途地域							
		所有形態の別	自己所	有地	借地	公有均	也 そ(の他 ()
6	行為期間	着手年月日				年	月	日	
		完了(予定)年月日				年	月	日	
Í	7 工事の施工者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の 氏名)								
8	施行に伴う 項及び許認可	う他法令の許認可事 可年月日							

注 「所有形態の別」の欄は、該当する事項を で囲むこと。

別記第6号様式(第2条関係)

特別緑地保全地区内行為協議書

年 月 日

北海道知事 様

協議者 住所

氏名

✓ 法人にあっては、主たる事務所の
✓ 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

都市緑地法第14条第8項の規定により、次のとおり協議します。

1	特別緑地保全地区の名称	

2	行為の種類	頁					
3	行為の目的	行為の目的					
4	行為地 所在						
		地目					
		用途地域					
		所有形態の別	自己所有地	借地	公有地	その他 ()
5	5 行為地及びその周辺の現況						
6	行為期間	着手予定年月日			年 月	日	
		完了予定年月日			年 月	日	
Į (7 工事の施工者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の 氏名)						
8							

注 「所有形態の別」の欄は、該当する事項を で囲むこと。

別記第7号様式(第3条関係)

特別緑地保全地区内行為許可標識								
行為許可の種類								
許可年月日及び番号		年	月	日	第	号指令		
行為期間		年	月	日から		年	月	日まで
行為者	(住所)							
工事現場管理者	(氏名))						

別記第8号様式(第4条関係)

特別緑地保全地区内行為完了(休止・廃止)届

年 月 日

コレンケッチ ケロゴー	775
北海道知事	様
ᄱᄺᄱᄳᆍ	17K

届出者 住所 氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

都市緑地法施行細則第4条第1項の規定により、次のとおり完了(休止・廃止)したので届け出ます。

1	許可年月日及び番号		年	月	日	第		号指令
2	行為の種類							
3	行為地の所在							
4	完了 (休止・廃止)年月日		年	月	日			
5	理由(休止又は廃止の場合)							
6	予定期間(休止の場合のみ)	年	月	日	から	 年	月	日まで

注 完了の場合にあっては、完了時の写真を添付すること。

別記第9号様式(第5条関係)

住所・氏名変更届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

都市緑地法施行細則第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	許可年月日及び番号	年	月	日	第	号指令
2	行為の種類					

平成17年10月7日(金曜日)

北 海 道 公 報

第1712号 13

北 海 道 公 報

3	変更事項	変更前	变更後
	住所(法人にあって は、主たる事務所の 所在地)		
	氏名(法人にあって は、名称及び代表者 の氏名)		
4	変更の理由		

別記第10号様式(第6条関係)

特別緑地保全地区内土地買入申出書

年 月 日

北海道知事 様

申出者 住所 氏名

ED

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

都市緑地法第17条第1項の規定により、次のとおり土地を買い入れるべき旨を申し出ます。

記

- 1 特別緑地保全地区の名称
- 2 土地の所在及び地番
- 3 土地の地目
- 4 土地の面積
- 5 十地の現況
- 6 土地の利用に著しい支障を来す理由
- 7 十地の上に存する権利
- (1) 権利の種類
- (2) 権利者の住所及び氏名
- (3) 権利の認定年月日
- 注 不許可処分を受けた指令書の写しを添付すること。

別記第11号様式(第7条関係)

(表面)

第 云

身分証明書

住所

氏名

この証明書を携帯する者は、都市緑地法第9条第2項(同法第15条において準用する場合を含む。)の規定により、原状回復等を行う者であることを証明する。

年 月 日交付

北海道知事 印

(裏面)

都市緑地法(抜粋)

(原状回復命令等)

- 第9条 都道府県知事は、前条第2項の規定による処分に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定による原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(原状回復命令等についての準用)

第15条 第9条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に 違反した者がある場合について準用する。

別記第12号様式(第7条関係)

(表面)

第 号

身分証明書

所属

職名

氏名

この証明書を携帯する者は、都市緑地法第11条第2項(同法第19条において準用する場合を含む。)の規定により立入検査等を行う者であることを証明します。

年 月 日交付

北海道知事 印

(裏面)

都市緑地法(抜粋)

(報告及び立入検査等)

- 第11条 都道府県知事は、緑地保全地域内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第8条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 都道府県知事は、第8条及び第9条の規定の施行に必要な限度において、当該職員をして、緑地保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第8条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを 提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (報告及び立入検査等についての準用)
- 第19条 第11条の規定は、特別緑地保全地区について準用する。この場合において、同条第1項中「第8条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた」とあるのは「第14条第1項の規定による許可を受けた」と、同条第2項中「第8条及び第9条」とあるのは「第14条の規定及び第15条において準用する第9条」と、「第8条第1項各号」とあるのは「第14条第1項各号」と読み替えるものとする。

告示

北海道告示第740号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成17年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類 の種別	図書コード等又は 日本ビデオ倫理協 会審査番号等	図書	類	0	名	称	発行所、	制作所	、受審会	≹社等
雑 誌	02801-10	Kissui きっす	١١		2005年1	10月号	英 知 出	版	朱式?	会 社
同	16611-10	ドキッ!スペシャ	ル 10月号	2005	年10月4月	日発行	株式会社	竹	書	房
同	18124-10	ジゲンEX			2005年1	10月号	株式会社	大	洋書	房
同	16151-10	Chuッスペシャ	ル 10月号	2005	年10月1月	日発行	株式会社	ワニ	マガジ	ン社
同	08365-10	マガジン・ウォ	ー・ウルフ		2005年1	10月号	株式会社	マガジ	ン・マカ	jジン
同	07653-10	月刊ビタマン	10月号	2005	年10月1月	日発行	株式会社	竹	書	房
同	08469-10	みこすり半劇場	巨乳ちゃ				株式会社	ιšί	んか	社
				2005	年10月1月	日発行				
同	15529-10	ZUBA!【ズバ	ッ!】10月	号 2005	年10月10	日発行	インフォ	・レス	卜株式	会社
同	17969-10	別冊BRAVO EX	KCITING		2005年1	10月号	株式会社	コア	マガ	ジン
同	18763-10	もっとすごい本	当のH話	2005	年10月20日	日発行	株式会社	// [יאל	ウ ス
同	18113-10	本当にあったH	な話 10月	号 2005	年10月1	日発行	株式会社	131	んか	社
同	13320-10	MAZI!		2005	年10月1月	日発行	ミリオご	ン出版	坂 株 式	会 社
同	02591-10	カルビPOWER	10月号	2005	年10月1日	日発行	若 生 出	版	朱式名	会 社
同	18385-10	マガジン・バン	! 10月号	2005	年10月1月	日発行	株式会社	マガジ	ン・マカ	jジン
同	08877-10	Yha! Hip&Lip)		2005年1	10月号	同			
同	50025-73	○L の秘密 ~	OLアンソ	ロジー	~		株式会社	少年	手画 韩	设 社
			20	05 年 10	月1日初期	饭発行				
同	54680-09	リビングデート	20	05 年 10	月15日初期	饭発行	マイウェ	: イ出	版株式	会社
₩.	.m. ++ 1 /	ᄳᄝᄴᅩᆎᇀᆝ	14L 54 CT 14 -	- +1146 1	₩ 11.7×	·* · - /	= ヘルマエ	~ ^~ -		± //s

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第741号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の 規定により、俱知安土地改良区の行う土地改良(維持管理)事業の土地改良事業計画の変更 の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成17年10月11日から20日間、一般の縦 覧に供する。 平成17年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第742号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、余市川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成17年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住

所 | イ立木の伐採

平成17. 9.16 理 事 藤澤俊雄 余市郡余市町黒川町657番地

北海道告示第743号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成17年9月27日、倶知 安土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第744号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成17年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

認 可 年 月 日 事 業 主 体 名 地区名 事 業 の 種 類 平成17.9.28 オロロン土地改良区 中 央 小規模土地改良(農業用用排水)

同 同 北明里 同

北海道告示第745号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成17年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路郡釧路町・阿寒郡阿寒町(以上2町国有林。次の所在場所 の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 阿寒町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路郡釧路町(国有林。次の図に示す部分に限る。) の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡厚岸町・川上郡標茶町・弟子屈町(以上3町の所在場所 国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路郡釧路町(国有林。次の図に示す部分に限る。) の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路郡釧路町・阿寒郡阿寒町(以上2町国有林。次の所在場所 の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部 治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第746号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示 の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日 道道 南黄金長和線 伊達市館山下町70番3地先から 平成17.10.7 伊達市長和町68番3地先まで

北海道告示第747号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成17年10月11日午前9時に道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 豊似広尾線

3 道路の区域

区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 広尾郡広尾町字野塚14線97番 2 地先から広尾 郡広尾町字ラッコベツ 4 線23番 2 地先まで 前 4.97mから 36.96mまで 1,069.75m 前 9.80mから 48.93mまで 650.42m

北海道告示第748号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、平成17年10月15日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 夕張新得線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間
勇払郡占冠村字トマム国有林上川南部森林 里署211林班ろ小班地先から勇払郡占冠村		前	18.00mから 24.70mまで	2,498	.00 m	
下トマム154番1地先まで		前	12.00mから 24.70mまで	2,478	.00 m	
		後	18.00mから 24.70mまで	2,498	.00 m	
		後	12.00mから 24.70mまで	2,478	.00 m	
		後	10.00mから 28.50mまで	2,518	.00 m	

北海道告示第749号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり 決定した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成17年10月7日 北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定めた土地の区域

名称 南の里特別緑地保全地区

位置 北広島市南の里及び島松の一部

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第750号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成17年10月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 札幌圏都市計画道路に係る事項
- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名 称起 点終 点主な経過地 幹線街路 3·3·205号高台通北広島市泉町1丁目 北広島市泉町3丁目 北広島市泉町1丁目 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

- 2 砂川都市計画道路に係る事項
- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

植 別	名				称	起		点	終		点	Ξ	な	経	過	地
幹線街路	3.2	· 1号 石	īЩ	公 園	通	砂川市	5東1条北21丁目		砂川市	5北光		砂川市	市北光			
同	3.3	· 2号 大	_		通	同	西1条南22丁目		同	空知太		同	東1	条北10	丁目	
同	3.3	· 3号 赤	平	砂川	線	同	西2条南5丁目		同	吉野4条南5丁目		同	吉野	2条南	5丁目	3
同	3.3	· 4号 砂	川新	十津川	線	同	西1条北9丁目		同	西7条北9丁目		同	西3	条北9	丁目	
同	3.4	· 5号 文	珠	砂川	線	同	東1条北9丁目		同	焼山		同	晴見	1条北	9丁目	3
同	3.4	· 6号 駅	7	前	通	同	東1条北2丁目		同	東1条北2丁目		同	東1	条北2	丁目	
同	3.4	· 7号 北	2 ک	丁目	通	同	西1条北2丁目		同	西6条北2丁目		同	西4	条北2	丁目	
同	3.4	· 8号 北	5	丁目	通	同	西1条北5丁目		同	西6条北5丁目		同	西4	条北5	丁目	
同	3.4	· 9号 北	٤ 4	号	通	同	西1条北12丁目		同	西3条北10丁目		同	西3	条北10	丁目	
同	3.4	·10号 北	5	号	通	同	西1条北15丁目		同	西6条北15丁目		同	西4	条北15	丁目	
同	3.4	·11号 東	₹ 3	号	通	同	空知太東1条3	旧	同	空知太		同	空知	太東 3	条3]	目
同	3.4	·12号 南	1	丁目	通	同	西4条南1丁目		同	吉野2条南1丁目		同	吉野	1条南	1丁頁	3

同	3.4.13号南9丁目通	同	西5条南9丁目	同	吉野2条南8丁目	同	東4条南8丁目				
同	3.4.14号南 4 号 通	同	西1条南12丁目	同	西7条南12丁目	同	西3条南12丁目				
同	3·4·15号 南8号西1線通	同	西1条南22丁目	同	西3条南21丁目	同	西5条南22丁目				
同	3·4·16号 南 7 号西沿通	同	西1条南21丁目	同	西7条北9丁目	同	西5条南8丁目				
同	3·4·17号 北 7 号西沿通	同	西1条北21丁目	同	西3条北10丁目	同	西8条北14丁目				
同	3·4·18号 東1線南5号通	同	東6条北9丁目	同	西豊沼	同	東7条南8丁目				
同	3·4·19号 東2線南4号通	同	晴見2条北9丁目	同	東5条南12丁目	同	吉野2条南3丁目				
同	3·4·20号 南7号東4条通	同	東1条南21丁目	同	東4条南5丁目	同	東4条南13丁目				
同	3·3·23号空 知 通	同	空知太西1条7丁目	同	空知太西6条7丁目	同	空知太西5条6丁目				
同	3·4·24号 西 2 条 通	同	西2条南8丁目	同	西2条南1丁目	同	西3条南4丁目				
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)											

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第73号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成17年10月7日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ホールボディカウンタシステム 一式
- 2 落札を決定した日 平成17年9月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社アトックス
- (2) 住 所 東京都中央区新富2丁目3番地4号
- 4 落札金額

39.000.000円

- 5 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 6 一般競争入札の告示

平成17年8月9日付け札幌医科大学告示第67号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 札幌医科大学事務局業務課
- (2) 所在地 札幌市中央区南 1 条西16丁目

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第10号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年10月7日

北海道教育庁胆振教育局長 羽 山 博 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たりの単価) パーソナルコンピュータの賃貸借(室蘭東高等学校普通科42台) 一式
- 2 落札を決定した日 平成17年9月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 NECリース株式会社
- (2) 住 所 東京都港区芝 5 丁目29番11号
- 4 落札.金額

220,038円

- 5 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

平成17年8月12日付け北海道教育庁胆振教育局告示第7号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
- (2) 所在地 北海道室蘭市幸町 9 番11号

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第8号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成17年10月7日

北海道教育庁十勝教育局長 河 野 憲 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
- (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 165台(1月当たりの単価)
- (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台(1月当たりの単価)
- 2 随意契約の相手方を決定した日

平成17年8月3日

- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社
- (2) 住 所 大阪市中央区高麗橋 1 丁目 6 番 6 号
- 4 随意契約に係る契約金額(1月当たりの単価)
- (1) 926.730円
- (2) 282,030円
- 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約

報

- 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
- (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

海